

自動販売機設置に係る取り扱い

指定管理者となる団体は、甲府駅北口公共施設利用者の利便性を図るため、甲府駅北口多目的広場及び甲府市歴史公園に自動販売機を設置することができるものとします。

1 自動販売機の設置

- (1) 甲府駅北口多目的広場及び甲府市歴史公園に自動販売機を設置する場合は、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて、都市公園施設設置の許可を受け、使用料を負担する必要があります。
- (2) 自動販売機の設置業者の選定に当たっては、原則として競争により行うこととします。
- (3) 自動販売機の設置及び管理は、すべて指定管理者となる団体の責任において実施するものとします。
- (4) 甲府駅北口多目的広場及び甲府市歴史公園に設置できる自動販売機の台数は5台までとします。
- (5) 6台以上の自動販売機を設置する場合、又は甲府駅北口多目的広場及び甲府市歴史公園以外に自動販売機を設置する場合は、甲府市又は甲府市教育委員会と協議を行うこととします。

2 自動販売機に係る経費及び収入の取り扱い

- (1) 自動販売機の設置によって得られる収入は、指定管理者となる団体の財源とします。
- (2) 自動販売機の設置及び電気使用料等の自動販売機の管理に係る経費は、すべて指定管理者となる団体が負担するものとします。
- (3) 自動販売機の設置は指定管理者となる団体に対してのみ許可する予定でありますので、自動販売機の設置によって得られる収益は、当該指定管理業務の経費に充てるものとし、指定管理料の提案価格として申請してください。

【参考】自動販売機設置状況（令和4年度）

- ・設置台数：5台
- ・販売実績：52,192本（月平均 約4,349本）

3 注意事項

自動販売機設置に当たっての注意事項は、次のとおりです。

- (1) 施設利用者の利便性を図るためのものであること。
- (2) 甲府駅北口は、快適な都市景観の形成を目指した地域であることから、景観に配慮した自動販売機を設置することとし、仕様については、甲府市と協議を行い決定すること。
- (3) 災害発生時には、無料で飲料等を提供できる、災害支援型の自動販売機とすること。
- (4) 販売価格は、一般的な市場価格及び利用者の利便性を勘案した適正な価格とすること。
- (5) 設置箇所は、利用者等の通行及び警備等において支障とならないこと。
- (6) 施設、設備及び器具等に汚損及び破損を与えないこと。
- (7) 指定管理期間終了後は、原則として原状に回復すること。
- (8) 自動販売機設置によって、指定管理業務に影響を及ぼさないようにすること。
- (9) 指定管理者となる団体は、指定管理業務とは別に、自動販売機設置に係る報告書及び収支決算書を明示できるように帳簿等を整備し、甲府市に報告しなければならない。
- (10) 事故等が発生しないように予防に努め、万が一、事故等が発生した場合は、直ちに甲府市に報告し指示に従うこと。